



## 東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方に関する答申

総務課



答申の手交

その後、消防庁長官より平成24年3月16日に「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方について」諮問を受け、議論を開始した。その後、残された課題である首都直下地震や南海トラフ巨大地震といった従来想定していた規模を超える震災に対応するための緊急消防援助隊をはじめとした広域応援体制のあり方や、予防・救急等個別分野における広域的な対応、大規模・多様化する災害（豪雪・火山災害等）に対する消防機関の対応等について議論を行い、今回の答申に至ったもの。

答申において示された主な事項は以下のとおりである。

平成25年6月11日、吉井博明消防審議会会長から岡崎浩巳消防庁長官へ「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方に関する答申」の手交が行われました。答申の概要を次のとおり紹介します。なお、本答申は、消防庁ホームページ ([http://www.fdma.go.jp/neuter/about/toshin/h25/250611\\_syobo\\_kouikika\\_arikata.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/about/toshin/h25/250611_syobo_kouikika_arikata.pdf)) に掲載していますので、詳細については当該ページを参照してください。

### 検討の経緯

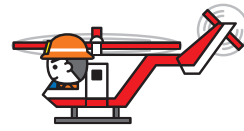
第26次消防審議会は平成23年6月に発足後、東日本大震災を踏まえた大規模地震等の災害に備えた消防防災体制の充実・強化について議論を重ね、平成24年1月30日に「東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申」を行った。

### 1 緊急消防援助隊等の出動計画や受援体制等のあり方

都道府県知事は、消防応援活動調整本部の長として、調整の権限を有効に行使できるようにするため、被災状況に応じた実働機関の部隊投入調整などの機能をこれまで以上に発揮できるよう、消防応援活動調整本部運営訓練等に取り組む必要がある。

南海トラフの巨大地震や首都直下地震のような巨大災害に対応するため、緊急消防援助隊の拡大も視野に、体制の強化を図るとともに、想定される被害規模に即した出動計画の整備にする必要がある。

巨大災害時は自衛隊・警察・海上保安庁などの関係機関との連携が困難になることが見込まれることから、さらなる実効性向上のため、合同訓練等あらゆる機会を通



### 消防審議会委員名簿

(敬称略・五十音順)

#### 【委員】

- 石井 正三 (社団法人日本医師会常任理事)
- 岡田 智典 (一般社団法人日本経済団体連合会環境安全委員会安全部会長)
- 北村 吉男 (全国消防長会会長)
- 国崎 信江 (株式会社危機管理教育研究所代表)
- 小出由美子 (株式会社日本国際放送番組制作部部長)
- 関根 一彌 (公益財団法人埼玉県消防協会会長)
- 田村 圭子 (新潟大学危機管理室教授)
- 永坂 幸子 (愛知県婦人消防クラブ連絡協議会会長)
- 根本 美緒 (フリーアナウンサー)
- 茂木なほみ (主婦連合会常任幹事)
- 室崎 益輝 (ひょうご震災記念21世紀研究機構副理事長)
- 山本 保博 (東京臨海病院院長)
- ◎吉井 博明 (東京経済大学コミュニケーション学部教授)

#### 【専門委員】

- 秋本 敏文 (財団法人日本消防協会会長)
- 今村 文彦 (東北大学災害科学国際研究所副所長兼教授)
- 片田 敏孝 (群馬大学大学院工学研究科教授)
- 福和 伸夫 (名古屋大学減災連携研究センター長兼教授)
- 山根 峯治 (JAXA客員研究員)

会長◎ 会長代理○

じて情報共有方法や通信方法について普段から確認しておくことが必要である。

- ・ 出動体制の整備のみならず、航空部隊の受け入れに係る地上支援をはじめとした、受援体制に関する計画の整備が必要。その計画に基づき、車両・資機材等の受援側への整備及びその手法の検討が必要である。
- ・ 災害時の情報収集・共有のため、通信手段の整備やICT×G空間(地理空間情報等)を活用し被害シミュレーションを行う技術の開発・導入等が必要である。

## 2 予防・救急等個別事務の共同処理のあり方

- ・ 市町村消防の広域化を原則としつつ、広域化に時間を要する地域においても、次善の策として、以下のような個別事務の広域的対応を推進することが必要である。
- ・ 消防指令業務：共同運用の推進による広域的な消防指

令システムの整備、人員配置の適正化により現場体制の強化が図られるほか、迅速かつ効率的な相互応援が可能となるなどの一定のスケールメリットが得られる。

- ・ 救急業務：上記の指令の共同運用による救急搬送の統一的運用の推進や、救急相談業務を広域的に実施することにより、必要な医師等を確保しやすくするほか、ICTを活用したリアルタイムでの情報共有などにより、円滑な搬送・受入が可能となる。
- ・ 予防業務：予防・警防業務間の連携を確保した上で、業務量の増加に対応するための事務委託や消防本部間の職員派遣等を行うことで、一時的な業務量への対応や専門人材の確保が図られる。また、措置命令等の技術指導を現場で実践的に行えるよう、経験豊富なベテラン職員の活用などによる研修などを通じ、消防本部全体のスキルの向上が図られる。

## 3 多様化する災害(豪雪・火山災害等)に対する消防機関の対応のあり方

- ・ 地震・大規模火災・豪雨など消防が通常その任務として救急・救助等の活動を行う大規模災害のほか、豪雪や火山災害などに対し、地域の実情に応じて異なる対応がなされている現状を踏まえ、以下のような対応が必要である。
- ・ 地域により地勢・気候等の実情が異なることや、住民の消防に対する期待が非常に高いことを考えると、消防が果たすべき任務の限界について、全国画一に線を引くことはできない。
- ・ 一方で、業務にあたる消防職団員の安全確保や、公務災害を受けた際の補償の観点から、消防の業務、あるいは市町村の行う公務として行う活動として行うことが望ましく、それぞれの地域で、「自助・共助・公助」の役割分担を踏まえて検討し、地域防災計画等で明確化するべきである。
- ・ 消防の任務とされたものについては、資機材整備や教育・訓練等を推進することが必要である。

#### 問い合わせ先

消防庁総務課 信夫、中野、鷹觜  
TEL: 03-5253-7506